

平成31年4月15日

保護者 様

西脇市立双葉小学校長 閑念 智志

警報が発令された場合の児童の安全措置について

日ごろは、学校教育にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。さて、緊急時における児童の安全措置についてお知らせいたします。

各家庭におかれましては、下記のこと十分に注意の上、対処くださいますようお願い致します。

記

1 西脇市に「大雨洪水警報」「暴風雨警報」「大雪警報」等の気象警報が発令された場合、以下のような対応をお願いします。

- (1) その日の午前7時の時点で警報が発令されている場合には、児童は登校せず、自宅待機する。
- (2) その日の午前9時までに警報が解除された場合は、児童は周辺の安全を確かめて登校する。
- (3) 午前9時の時点でもなお警報が解除されない場合、その日は臨時休業とする。
- (4) 児童が学校にいる時に警報が発令された場合は、校長が校下の状況を考慮し、教育委員会と協議の上、安全な措置を講じる。

2 強震が発生した場合

- (1) 児童が家庭にいる時は、状況を判断し臨時休業日とすることもありうる。
- (2) 児童が学校にいる時は、安全な場所に避難させ、その後、状況を判断し集団下校させ、児童の安全を確保する措置を講じる。

【お願い】

- ・集団登校、集団下校を原則としていますので、ご協力をお願いします。
- ・メール配信システムにて必要事項を連絡致しますので、学校への連絡はご遠慮ください。
- ・この連絡は、よく見えるところに掲示しておいてください。

防災無線をしっかりと聞いて、安全第一をお願いします。